

福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護福祉士養成施設における ICT 機器を活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を修得した介護福祉士の養成を行えるよう ICT 機器導入の支援を行うとともに、その成果等を取りまとめ、この取組を普及・啓発するため横展開を図ることを目的とする。

(交付対象)

第3条 この補助金は、介護福祉士養成施設（以下「事業者」という。）を交付対象とする。

(交付の事業内容)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、事業者が行う、以下の事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) モデル構築の検討・実施体制の構築

事業者、介護実習施設、ICT 機器を提供する企業等が、本事業を実施するうえで関係者と連携して、モデル構築の仕組みの検討・計画・事業実施・評価等を行う体制を構築すること。

(2) モデル実施

ア 介護現場で利用されている ICT 機器の導入や周辺機器の整備を行い、介護現場に即した技能を修得した介護福祉士の養成。

イ 導入した ICT 機器を活用した教育内容の展開と、ICT 機器を活用した教育活動（出席や提出物のクラウド上管理、電子黒板の活用等）により、教育の質の向上を図る取組。

ウ 事業者において ICT 機器を導入するだけでなく、実際の介護現場での ICT 機器の使用方法や活用事例が教育内容に生かされるよう、介護実習施設や企業等と連携した取組。

(3) その他の取組

上記のほか、地域の実情、事業計画等に応じて、創意工夫の上、効果があると考えられる取組。

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から2月28日までとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

1 対象経費	2 補助率	3 補助限度額	4 補助金の額
--------	-------	---------	---------

補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費、負担金、補助金	10分の10	20,000千円	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を補助上限額として交付額とする。
---	--------	----------	--

（交付の除外要件）

第6条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

（2）法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

（3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

（4）次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

（1）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（2）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産については、規則第20条の規定により、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（3）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（4）補助事業により取得、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（5）補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をし

てはならない。

- (6) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る予算及び決算を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る予算及び決算について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により、知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (7) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第8条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別に指示する期日までに様式1により知事に申請しなければならない。

(交付決定等)

第9条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式2により申請代表者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、様式3により申請代表者に通知するものとする

(交付決定の取消)

第10条 知事は、事業者が第6条に規定する団体であることが判明した場合、第7条に規定する条件に違反した場合、又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第11条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第12条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式5により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第13条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式6により知事に請求しなけ

ればならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（実績報告）

第 14 条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して 1 月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から 1 月を経過した日）又は翌年 2 月 28 日のいずれか早い日までに、様式 7 により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 15 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第 5 条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

- 3 事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第 16 条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）は、様式 7 により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第 17 条 特別の事情により第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和 8 年 6 月 11 日から施行し、令和 8 年度の補助金に適用する。